

三浦市立小中学校適正配置推進計画 (改訂版)

平成22年7月～平成24年1月

平成22年10月15日

三 浦 市・三 浦 市 教 育 委 員 会

目 次

はじめに	1
I 計画の概要	2
1 計画期間	2
2 計画の意義	2
3 計画期間内の作業手順	3
II 学校適正配置検討手順	4
1 推進計画策定までの経過	4
2 今後の検討手順	7
III 市内小中学校の児童・生徒数、学級数	10
1 児童・生徒数の推移	10
2 児童・生徒数、学級数の現状及び将来推計	11
IV 適正化措置の基準に該当する学校及び検討の対象とする地区	16
資料編	17

はじめに

三浦市教育委員会は、平成20年1月に学校関係者や学識経験者及び市民を交えた「三浦市立小中学校教育環境検討委員会」から「三浦市立小中学校のより良い教育環境のために」（以下「検討委員会からの提言」という。）の提言を受けました。

この提言に基づき、平成21年3月に「三浦市立小・中学校の適正規模・適正配置及び学校施設の活用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

これらの流れは、市内小中学校の児童・生徒数の減少という背景に基づくものでありますが、現在の市内小中学校の児童・生徒数は、昭和50年代のピーク時に比べ半数以下に激減しており、今後の推計（第Ⅲ章「市内小中学校の児童・生徒数、学級数」の「2 児童・生徒数、学級数の現状及び将来推計」（P11）参照）においてもさらに減少していくことが見込まれています。

基本方針には、「学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策」として、将来的な児童・生徒数や学級数の推移を見据え学校規模及び配置の適正化の検討を行い、小学校において「複式学級^{注1}が生じた時」、中学校においては「複数学年で単学級となった時」に適正化措置を行うことが明示されています。

これは、学校が小規模化^{注2}した場合、「少人数によるきめ細かな指導ができる」、「学校行事などで一人ひとりの活躍の場がふえる」などのメリットがある一方で、「子どもが幅広い触れ合いの中で学び合う機会を持つことが難しくなる」、「教職員定数の関係から、教科指導の専門性が確保できない」などのデメリットもあるため、学校規模及び配置の適正化の検討は必要不可欠であるとの方針を明示したものです。

そこで、将来を担う子どもたちが、今後、より良い環境で教育が受けられるよう、学校関係者、保護者、地域の方々と学校規模や配置の適正化について検討していただくために、その時期や内容、対象地区等について示した三浦市立小中学校適正配置推進計画^{注3}（以下「推進計画」という。）を策定しました。

三浦の子どもたちの未来のため、学校関係者のみならず多くの市民のみなさまとともに情報を共有し、義務教育環境の適正化について考えて参りたいと思いますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

三浦市・三浦市教育委員会

注1：複式学級

学年ごとに学級を編成するのではなく、複数学年で1学級にする学級編成のこと。「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」^{※資料1}において、小学校の場合、1年生を含む時は8人以下、それ以外では16人以下が基準とされています。

注2：小規模化

「学校教育法施行規則」^{※資料2}や「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」^{※資料3}では、小学校、中学校ともに12学級以上18学級以下の学級数が標準とされています。

注3：三浦市立小中学校適正配置推進計画

この計画は、基本方針に示されている「学校適正配置計画」に当たるもので、その趣旨をより具体的に表現するため、「学校適正配置計画」を「三浦市立小中学校適正配置推進計画」に名称を変更したものです。

I 計画の概要

1 計画期間

計画の期間は、平成22年7月から平成24年1月までの約1年半とします。

2 計画の意義

この推進計画は、学校適正配置に関する地区、対象校、具体的手法、スケジュールなどを記載する「（仮称）三浦市立小中学校適正配置実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定するまでの手順を示す目的で策定します。

実施計画は平成24年1月までに策定する予定であることから、この計画の計画期間を平成22年7月から平成24年1月までの約1年半とするものです。

また、基本方針に示された「学校適正配置計画」の要件である「具体的な検討を要する地区の名称を明記」した計画とします。

基本方針では、適正配置実施の基準を、小学校にあっては複式学級が生じた時とし、中学校にあっては複数学年で単学級となった時としています。本計画第Ⅲ章「市内小中学校の児童・生徒数、学級数」の「2 児童・生徒数、学級数の現状及び将来推計」（P11）から、平成27年度当初には中学校にあって複数学年で単学級となることが予想されています。

基本方針の考え方を踏襲すれば、この時、すなわち平成27年度に学校の適正化の実施年度としており、その4年前、すなわち平成23年度に学校適正配置計画を策定することとなります。

しかし、適正化実施年度の前倒しなどの検討を行うためこれを再考し、推進計画（基本方針では「学校適正配置計画」）を平成22年7月に策定することとしました。

この際、小学校においては、平成27年度までは、適正配置実施の基準である複式学級が生じないこと、基本方針にも「通学の距離や時間、体力的な面に配慮、また、地域における学校の役割に考慮し、現在の学校配置を維持します。」としていることから、この推進計画の対象から除外することとしました。

また、平成22年6月19日の新聞各社は、文部科学省が中央教育審議会の提言の骨子案を基に、1学級35人程度とすることについて検討に入ることを報道しました。さらに一部の新聞には、この検討を来年度の通常国会における法改正に向けて行う旨の報道がありましたが、これを受けこの推進計画においては、1学級40人とした場合の市内小中学校における学級数の推計と併せて、1学級35人とした場合の推計も行うこととします。

しかし、推進計画の策定は、国の動向を注視しつつも1学級40人の現行制度における学級数の将来推計に基づくものとします。

3 計画期間内の作業手順

(1) 年度別スケジュール

平成22年度は、第IV章「適正化措置の基準に該当する学校及び検討の対象とする地区」(P 16)で示す該当校が属する地区に当該地区の学校、PTA、地区住民代表などで組織する地区協議会を設置し、具体的な学校適正配置の方策について、地区の合意形成を図りながら検討を行い、「通学区域の見直し」「隣接校との統合」などの適正配置の方策や実施時期、実施に当たっての要望事項などを平成23年度に「意見書」としてまとめ、教育委員会に提出していただきます。

これを受け教育委員会は、市の関係部課長や学校長で組織する「学校再編検討委員会」をすみやかに設置し、「意見書」の具現化に向け実施計画案を策定します。

教育委員会は、「意見書」の内容や実施計画案を精査し、学校適正配置に関する地区、対象校、具体的手法、スケジュールなどの方針を決定し、平成24年1月までに実施計画を策定します。

各年度のスケジュールは次の表1のとおりとします。

表1 年度別スケジュール

実施主体	22年度	23年度	
地区協議会	設置・協議	意見書提出	
三浦市・ 三浦市教育委員会	推進計画策定	意見書	実施計画策定(1月)
学校再編検討委員会		設置(10月) 実施計画案検討	実施計画案策定 (12月中)

(2) 計画の見直し

計画の期間中に国の制度変更があった場合、児童・生徒数の推計に大きな変動があった場合、そのほか必要に応じて計画を見直すこととします。

Ⅱ 学校適正配置検討手順

1 推進計画策定までの経過

(1) 学校適正配置に関する具体的検討開始以前（平成16年9月以前）

市議会での、学校の規模、統合についての質問に対して、市長答弁や教育長答弁では主に次のような見解が示されました。

ア 平成16年第1回三浦市議会定例会一般質問市長答弁抜粋

「統合してもいい時期ではないか、という声もあることは承知している。地域のみなさんとこれからの話を進めていく課題だと考えている。」

イ 平成16年第3回三浦市議会定例会一般質問教育長答弁抜粋

「多くの方に意見を聞き、これからの方向性をどうするのかという検討委員会的なものを持つ状況にあると判断している。」

(2) 教育環境検討会設置（平成16年11月）

定例教育委員会で、将来に向けての教育環境のあり方について検討するために、教育委員会内に「教育環境検討会」を設置することを決定しました。

ア 構成メンバー

教育部長、総務課長、学校教育課長、教育研究所長、教育研究所指導主事、総務課庶務係長、学校教育係長

イ 検討内容

- (ア) 学校選択制の取り組みについて
- (イ) 学校教育と学童保育について
- (ウ) 教育施設の財産処分と補助金の関係について
- (エ) 近隣自治体の統廃合への取り組みについて
- (オ) 校舎耐震工事のスケジュール検討について
- (カ) 余裕教室の活用について
- (キ) 今後の検討の方向性について など

ウ 結論

「外部のメンバーでの検討委員会を設置して検討するべき」という結論に至りました。

(3) みうら政策研究所調査研究（平成17年4月～平成18年3月）

みうら政策研究所^{注4}において、市政策経営室（現在の政策経営部）から依頼されたテーマ「小中学校のあり方」が研究され、「三浦市における小中学校のあり方—教育・施設・学区—」が調査研究報告書としてまとめられました。

報告書の中では、「児童生徒にとっての学校の役割は、学力や人間関係を構築する場であり、そのためには教育ビジョンを策定し、教育委員会と学校、学校と地域・保護者等といった関係からなる教育体制を構築する。一方で、学校は『地域』の中で存在することを考えた場合には、地域の拠点となりうる施設でもあることから、今後、児童・生徒数が減少していくことが予想される中で、児童生徒にとって望ましい学校の配置を考え、地域拠点としての施設の様々な活用を考える必要がある」との考えが示されました。

(4) 三浦市立小中学校教育環境検討委員会設置（平成19年1月～3月）

三浦市立の小学校及び中学校の規模及び配置その他の教育環境について検討することを目的に、定例教育委員会で「三浦市立小中学校教育環境検討委員会」の設置を決定し、委員を承認しました。

ア 構成メンバー

学識経験を有する者、学校長、学校の教員、学校に在学する児童又は生徒の保護者、その他教育委員会が必要と認める者 計12人

(5) 「三浦市立小中学校のより良い教育環境のために」提言（平成19年5月～平成20年1月）

三浦市立小中学校教育環境検討委員会が8回開催され、教育環境に関して、教育委員会に提言書が提出されました。

この提言書は、

- ア 学校規模についての考え方
- イ 学区の見直しと学区の選択について
- ウ 学校を核とした地域のつながり
- エ 小学校についての基本的な考え方
- オ 中学校についての基本的な考え方
- カ 教育施設の活用について

で構成されており、このうち「ア 学校規模についての考え方」、「エ 小学校についての基本的な考え方」及び「オ 中学校についての基本的な考え方」の概要は次のとおりです。

注4：みうら政策研究所

市行政に関する総合的な調査研究を行うため、学識経験者・市民・市職員で構成する、市の内部に平成15年4月に設置された常設型の提言機構です。

ア 学校規模についての考え方

学校規模が影響する内容は、二つの側面があり、「児童・生徒数の多少による、集団活動やコミュニケーション場面に影響が出る点」と「教職員数の多少による、教科指導等の体制整備に関する点」とがある。

小規模校は、コミュニケーションの場面をふやすなどの取り組みを意識して促進することでデメリットを少なくしていくことが必要である。

中学校で9教科の教員が揃わない学級数になる場合は、教育環境が不十分と判断^{注5}する。

エ 小学校についての基本的な考え方

小学生の年齢を考えた時に、安全安心への配慮の必要性は高い。その上、地域の核としての役割が大きいことを考え、小学校では、現在の学校配置で教育活動を行うことを基本とする。

ただし、今後の児童数推計で、複数学年で児童数が10人未満になることが想定される場合は、地域に検討のための組織を設置し、具体的な検討に入るべきである。

オ 中学校についての基本的な考え方

中学校においても地域の核としての役割は大きい、それ以上に、小規模に伴う教育活動のデメリットの方が大きい。

今後の生徒数推計で、複数学年で単学級が想定される場合は、具体的に統合に向け取り組む必要がある。原則として小学校1年生の学級数から予想して、将来の中学校単学級が推計できる時期からとする。

その際、行政は地域の理解・協力を得るために、統合に向けた準備作業に早期に着手する必要がある。統合の対象となる地域に組織を設置する場合は、学校教職員、地域の保護者の代表、卒業生の代表、学校の近隣住民の代表などがメンバーとして参加することが望ましい。

(6) 「三浦市立小・中学校の適正規模・適正配置及び学校施設の活用に関する基本方針」策定（平成20年1月～平成21年3月）

検討委員会からの提言を受け、教育委員会としての基本方針策定に向けた調査・検討を、教育委員会内の関係部署で行い、基本方針を策定しました。

この中で、「学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策」として、

注5：不十分と判断

学校の教員の数には次のような基準があり、小規模校には教科担任が揃わないなどの弊害が生じる可能性があります。

(教員数の基準)

「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」などで主に学級数によって定められています。

神奈川県は平成22年度における中学校の教員の配置基準は、次のとおりです。

5学級…11人（学校長1人、教頭1人、教諭（養護教諭を除く。）9人）

4学級…10人（学校長1人、教頭1人、教諭（養護教諭を除く。）8人）

次の二つの方策を示しました。

ア 通学区域の見直し

小規模校への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで解消できないか考えます。

イ 隣接校との統合

小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できない時には、隣接校との統合を検討します。

(7) 「三浦市立小中学校適正配置推進計画」策定（平成22年7月）

「具体的な検討を要する地区の名称を明記」した推進計画（基本方針では「学校適正配置計画」）を策定しました。

2 今後の検討手順

(1) 適正化措置の基準

基本方針では、学校規模及び配置の適正化の実施時期の基準について、小学校にあっては複式学級が生じた時、中学校にあっては複数学年で単学級となった時としています。

基本方針で「実施年」としていた適正化措置を行うべき年度は、第三章「市内小中学校の児童・生徒数、学級数」の「2 児童・生徒数、学級数の現状及び将来推計」（P11）の現行40人学級における学級数の将来推計結果から、中学校において複数学年で単学級となる平成27年度となります。

また、その2年前の平成25年度には、同推計により、単学年で単学級、3学年合計で5学級という小規模化が顕著な状況が生まれます。

中学校において複数学年で単学級、3学年合計で4学級になった場合、学校長及び教頭以外の教諭が8人^{注6}となり、9教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語）それぞれ単独の教科担任を揃えることが不可能となります。

この場合、「技術・家庭」を1教科と捉え9教科としていますが、技術と家庭のそれぞれの専門性がさらに求められるようになってきている実態があり、中学校において単学年で単学級、3学年合計で5学級になった場合、学校長及び教頭以外の教諭が9人となり、10科目（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）それぞれ単独の教科担任を揃えることが不可能となります。

このことから、中学校において単学年で単学級、3学年合計で5学級となる状況は、基本方針で適正化に取り組むとしている「小規模化に伴い教科指導の専門性が確保できない状況」に当たると判断すべきであるとの認識に立ち、中学校における

注6：教諭の数
前頁注5参照。

適正化措置の基準を基本方針の「複数学年で単学級となった時」から「単学年で単学級、3学年合計で5学級となった時」とすることとします。

(2) 具体的方針決定及び適正化実施までの流れ

適正化措置の基準に該当する学校がある場合、基本方針では、表2に示した手順で検討等を行うこととしていました。

基本方針どおり、中学校における適正化措置の基準を「複数学年で単学級となった時」とすれば、学級数の将来推計結果から、それは、平成27年度となり、その4年前の平成23年度から適性化の検討を始めることとなります。

しかし、前項で示したとおり、中学校における適正化措置の基準を、基本方針の「複数学年で単学級となった時」から「単学年で単学級、3学年合計で5学級となった時」とすることから、この手順の前倒しを行うこととします。

学級数の将来推計結果から、中学校において単学年で単学級、3学年の合計が5学級となる年度は平成25年度となります。

このことから、基本方針で「実施年」としていた年度を、この推進計画では平成25年度とすべきであるとの考え方もできますが、学校規模や配置の適正化措置についてはいくつかの課題があり、学校関係者、保護者、地域の方々に十分なお検討をいただく期間を確保するため、実施年を平成26年度とすることとします。

また、基本方針では実施年の4年前に行うとしていた学校適正配置計画の策定について、名称を「三浦市立小中学校適正配置推進計画」と変えて、平成22年度で行うことなど、表3で示した手順で適正化実施に向けた取組みを行うこととします。

表2 基本方針で示した「実施に向けての主な流れ」

実施主体等	～4年前	3年前	2年前	1年前	実施年
教育委員会担当課	児童・生徒数の推移の把握	説明・ 情報提供	→	調整・準備	統合等
学校適正配置計画	策定				
地区協議会		設置 → 協議・意見書			
学校再編検討委員会			設置 → 検討・報告		
教育委員会			検討・決定		

表3 推進計画での実施に向けた流れ

実施主体	22年度	23年度	24年度～ 25年度	26年度
教育委員会事務局	児童・生徒数の推移の把握 推進計画案策定	説明・ 情報提供	→ 調整・準備 (連携) ↑ 調整・準備 ↓	適正化実施
(仮称)適正化推進協議会				
地区協議会	設置・協議	→ 意見書提出		
三浦市・ 三浦市教育委員会	推進計画策定	↓ 意見書	↑(1月) 実施計画策定	
学校再編検討委員会		設置(10月) 実施計画案検討	↑ 実施計画案策定 (12月中)	

※ (仮称)適正化推進協議会は、教育委員会事務局と連携し実施計画の推進に係る調整・準備を行う市民組織をイメージしています。

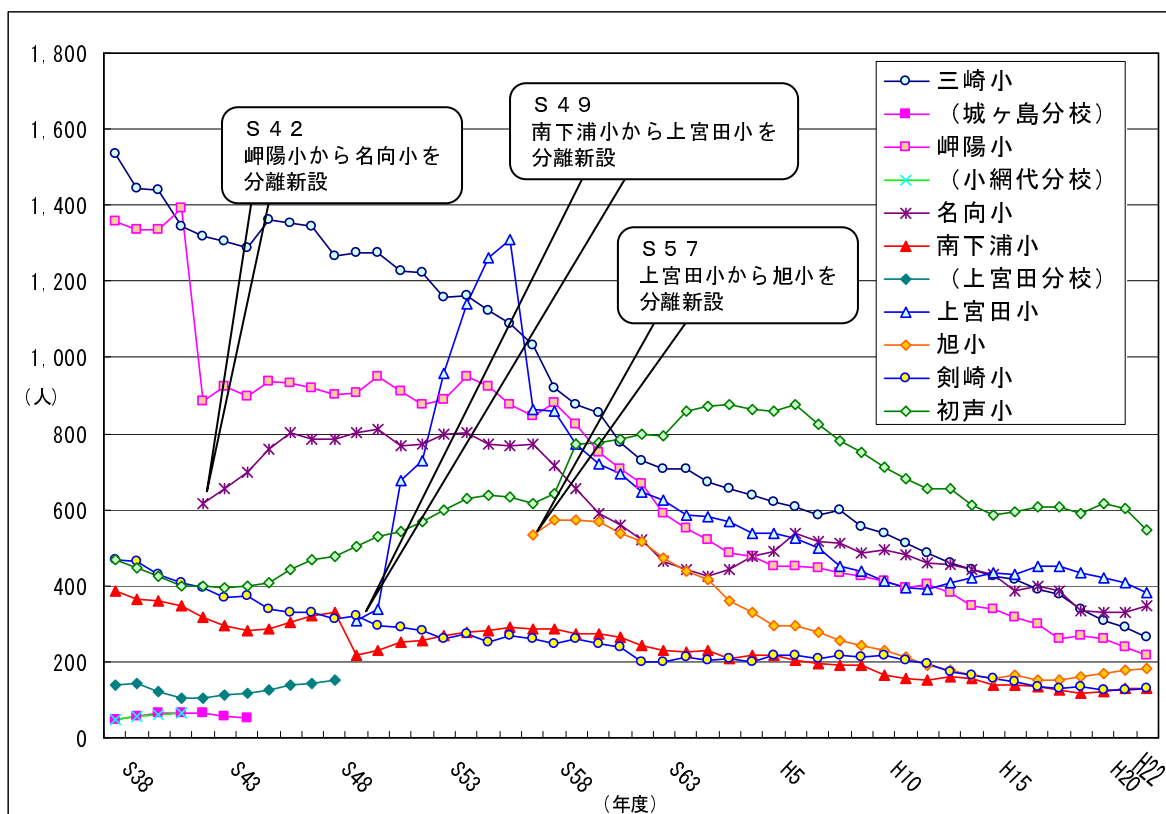
Ⅲ 市内小中学校の児童・生徒数、学級数

1 児童・生徒数の推移

(1) 小学校

図1は、昭和38年度以降の小学校別の児童数の推移です。市内小学校の児童数は、ピーク時の昭和55年度では5,256人でしたが、平成22年5月1日現在では、2,200人と約42%にまで減少しています。

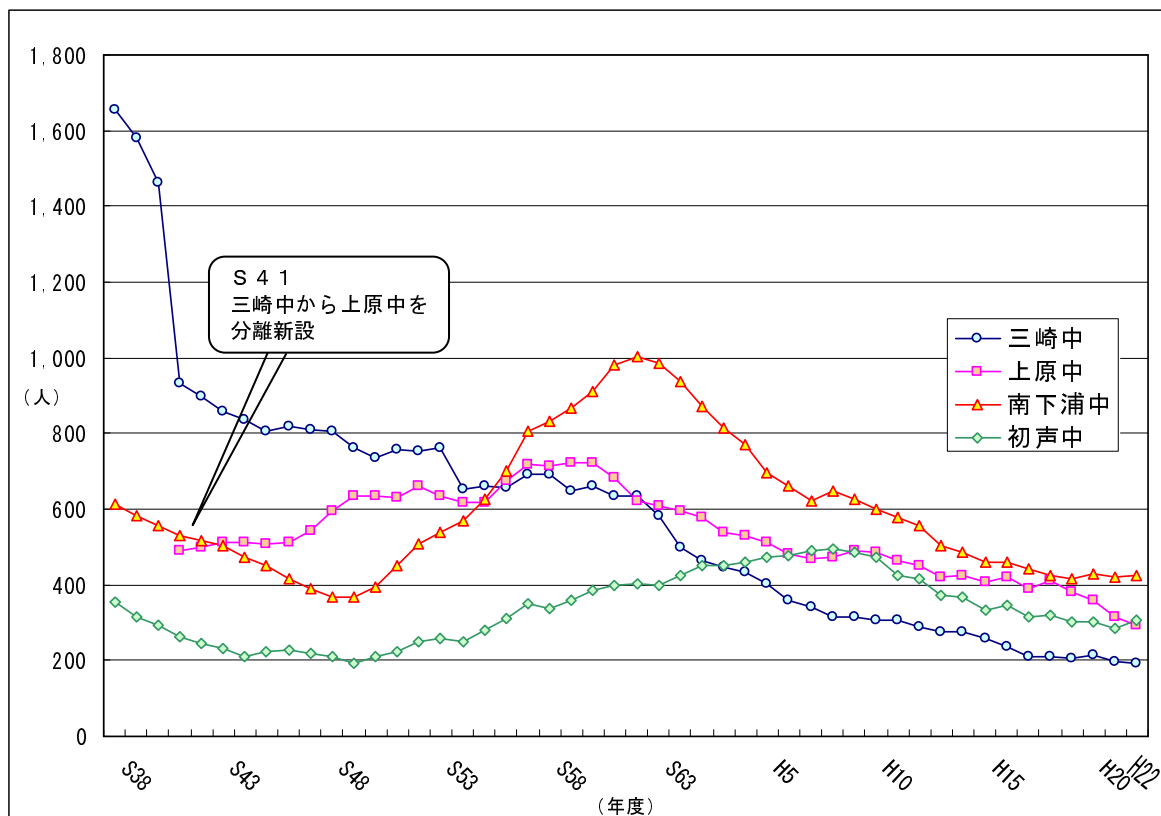
図1 小学校別児童数推移



(2) 中学校

図2は、昭和38年度以降の中学校別の生徒数の推移です。市内中学校の生徒数は、ピーク時の昭和61年度では2,700人でしたが、平成22年5月1日現在では、1,217人と約45%にまで減少しています。

図2 中学校別生徒数推移



2 児童・生徒数、学級数の現状及び将来推計

平成22年5月1日現在の児童・生徒数及び住民基本台帳人口を基にし、宅地開発などの影響を含めた転入や転出などの社会増減を加味しない趨勢（すうせい）による「児童・生徒数、学級数の現状及び将来推計」は表4、表5のとおりです。

みうら政策研究所の調査研究報告書や三浦市立小中学校教育環境検討委員会からの提言、三浦市教育委員会の基本方針においても、その時点での児童・生徒数及び住民基本台帳人口をそのままスライドさせる手法を採用していることから、今回も同様の手法で推計を行いました。

市内小学校の通学区域には、住所により調整区域^{注7}が設けられていますが、今回の推計に当たっては、この調整区域の措置による就学児数は不確定なため、勘案しないこととしました。

また、三崎中学校の通学区域^{※資料4}には、岬陽小学校の通学区域の一部が含まれていますが、現状では岬陽小学校から三崎中学校に進学する例がほとんどないことや、

注7：調整区域

岬陽小学校及び剣崎小学校の通学区域の一部の住所では、届出によりそれぞれ三崎小学校、南下浦小学校への就学が可能となっています。

将来的な推計をすることが難しいことから、これについても今回の推計では勘案しないこととしました。

なお、学級数の推計に当たっては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」で定められている現行の「1学級40人」の推計のほか、文部科学省が1学級35人程度とすることを検討するとしてを受けて、「1学級35人」の推計も併せて行いましたが、推進計画の策定は、国の動向を注視しつつも1学級40人の現行制度における学級数の将来推計に基づくものとします。

表4 小学校児童数、学級数の現状及び将来推計

			平成22年度							平成23年度						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
三 崎 小	児童数		35	37	46	37	58	53	266	32	35	37	46	37	58	245
	学 級 数	40人学級	1	1	2	1	2	2	9	1	1	1	2	1	2	8
		35人学級	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2	2	2	2	10
岬 陽 小	児童数		29	31	38	47	32	42	219	41	29	31	38	47	32	218
	学 級 数	40人学級	1	1	1	2	1	2	8	2	1	1	1	2	1	8
		35人学級	—	—	—	—	—	—	—	2	1	1	2	2	1	9
名 向 小	児童数		62	57	64	47	57	59	346	65	62	57	64	47	57	352
	学 級 数	40人学級	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
		35人学級	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2	2	2	2	12
南 下 浦 小	児童数		24	32	20	16	21	15	128	25	24	32	20	16	21	138
	学 級 数	40人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
		35人学級	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	6
上 宮 田 小	児童数		48	50	66	66	75	76	381	48	48	50	66	66	75	353
	学 級 数	40人学級	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
		35人学級	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2	2	2	3	13
旭 小	児童数		34	34	29	36	33	17	183	23	34	34	29	36	33	189
	学 級 数	40人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
		35人学級	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	2	1	7
剣 崎 小	児童数		22	23	19	24	21	20	129	13	22	23	19	24	21	122
	学 級 数	40人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
		35人学級	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	6
初 声 小	児童数		85	81	100	82	100	100	548	85	85	81	100	82	100	533
	学 級 数	40人学級	3	3	3	3	3	3	18	3	3	3	3	3	3	18
		35人学級	—	—	—	—	—	—	—	3	3	3	3	3	3	18

			平成24年度							平成25年度						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
三 崎 小	児童数		30	32	35	37	46	37	217	24	30	32	35	37	46	204
	学 級 数	40人学級	1	1	1	1	2	1	7	1	1	1	1	1	2	7
		35人学級	1	1	1	2	2	2	9	1	1	1	1	2	2	8
岬 陽 小	児童数		43	41	29	31	38	47	229	33	43	41	29	31	38	215
	学 級 数	40人学級	2	2	1	1	1	2	9	1	2	2	1	1	1	8
		35人学級	2	2	1	1	2	2	10	1	2	2	1	1	2	9
名 向 小	児童数		48	65	62	57	64	47	343	60	48	65	62	57	64	356
	学 級 数	40人学級	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
		35人学級	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
南 下 浦 小	児童数		28	25	24	32	20	16	145	28	28	25	24	32	20	157
	学 級 数	40人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
		35人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
上 宮 田 小	児童数		45	48	48	50	66	66	323	36	45	48	48	50	66	293
	学 級 数	40人学級	2	2	2	2	2	2	12	1	2	2	2	2	2	11
		35人学級	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
旭 小	児童数		32	23	34	34	29	36	188	31	32	23	34	34	29	183
	学 級 数	40人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
		35人学級	1	1	1	1	1	2	7	1	1	1	1	1	1	6
剣 崎 小	児童数		14	13	22	23	19	24	115	14	14	13	22	23	19	105
	学 級 数	40人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
		35人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
初 声 小	児童数		72	85	85	81	100	82	505	82	72	85	85	81	100	505
	学 級 数	40人学級	2	3	3	3	3	3	17	3	2	3	3	3	3	17
		35人学級	3	3	3	3	3	3	18	3	3	3	3	3	3	18

			平成26年度							平成27年度						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
三 崎 小	児童数		20	24	30	32	35	37	178	18	20	24	30	32	35	159
	学 級 数	40人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
		35人学級	1	1	1	1	1	2	7	1	1	1	1	1	1	6
岬 陽 小	児童数		40	33	43	41	29	31	217	29	40	33	43	41	29	215
	学 級 数	40人学級	1	1	2	2	1	1	8	1	1	1	2	2	1	8
		35人学級	2	1	2	2	1	1	9	1	2	1	2	2	1	9
名 向 小	児童数		45	60	48	65	62	57	337	34	45	60	48	65	62	314
	学 級 数	40人学級	2	2	2	2	2	2	12	1	2	2	2	2	2	11
		35人学級	2	2	2	2	2	2	12	1	2	2	2	2	2	11
南 下 浦 小	児童数		26	28	28	25	24	32	163	24	26	28	28	25	24	155
	学 級 数	40人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
		35人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
上 宮 田 小	児童数		34	36	45	48	48	50	261	49	34	36	45	48	48	260
	学 級 数	40人学級	1	1	2	2	2	2	10	2	1	1	2	2	2	10
		35人学級	1	2	2	2	2	2	11	2	1	2	2	2	2	11
旭 小	児童数		32	31	32	23	34	34	186	32	32	31	32	23	34	184
	学 級 数	40人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
		35人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
剣 崎 小	児童数		10	14	14	13	22	23	96	17	10	14	14	13	22	90
	学 級 数	40人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
		35人学級	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
初 声 小	児童数		77	82	72	85	85	81	482	69	77	82	72	85	85	470
	学 級 数	40人学級	2	3	2	3	3	3	16	2	2	3	2	3	3	15
		35人学級	3	3	3	3	3	3	18	2	3	3	3	3	3	17

表5 中学校生徒数、学級数の現状及び将来推計

			平成22年度				平成23年度				平成24年度			
			1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
三 崎 中	生徒数		61	55	77	193	53	61	55	169	58	53	61	172
	学 級 数	40人学級	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6
		35人学級	—	—	—	—	2	2	2	6	2	2	2	6
上 原 中	生徒数		96	100	97	293	101	96	100	297	89	101	96	286
	学 級 数	40人学級	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9
		35人学級	—	—	—	—	3	3	3	9	3	3	3	9
南 下 浦 中	生徒数		147	136	140	423	128	147	136	411	150	128	147	425
	学 級 数	40人学級	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	4	12
		35人学級	—	—	—	—	4	5	4	13	5	4	5	14
初 声 中	生徒数		136	85	87	308	100	136	85	321	100	100	136	336
	学 級 数	40人学級	4	3	3	10	3	4	3	10	3	3	4	10
		35人学級	—	—	—	—	3	4	3	10	3	3	4	10

			平成25年度				平成26年度				平成27年度			
			1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
三 崎 中	生徒数		37	58	53	148	46	37	58	141	37	46	37	120
	学 級 数	40人学級	1	2	2	5	2	1	2	5	1	2	1	4
		35人学級	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6
上 原 中	生徒数		94	89	101	284	102	94	89	285	88	102	94	284
	学 級 数	40人学級	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9
		35人学級	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9
南 下 浦 中	生徒数		142	150	128	420	134	142	150	426	139	134	142	415
	学 級 数	40人学級	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	4	12
		35人学級	5	5	4	14	4	5	5	14	4	4	5	13
初 声 中	生徒数		82	100	100	282	100	82	100	282	81	100	82	263
	学 級 数	40人学級	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9
		35人学級	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9

IV 適正化措置の基準に該当する学校及び検討の対象とする地区

第Ⅲ章「市内小中学校の児童・生徒数、学級数」の「2 児童・生徒数、学級数の現状及び将来推計」（P 11）において、平成27年度までの将来推計を示しました。

この学級数の推計は、現行の「1学級40人」の推計のほか、「1学級35人」の推計も併せて行いましたが、この推進計画においては、国の動向を注視しつつも1学級40人の現行制度における学級数の将来推計に基づく方針を明示するものとします。

現行の「1学級40人」の推計によれば、小学校においては、児童数が減少していくことは推計できますが、第Ⅱ章「学校適正配置検討手順」の「2 今後の検討手順」の「（1）適正化措置の基準」（P 7）で示した「複式学級が生じた時」に該当する学校は現在のところありません。

一方、中学校では、三崎中学校において平成25年度に単学年で単学級、3学年の合計で5学級となることが推計の中で明らかになりました。

今後、「少人数によるきめ細かな指導ができる」などのメリット、「子どもが幅広い触れ合いの中で学び合う機会を持つことが難しくなる」などのデメリットを十分考慮した上で、子どもたちがより良い環境で教育が受けられるように、三崎中学校の適正配置について検討を始めていくこととなりますが、基本方針に「通学区域の見直し」及び「隣接校との統合」が適正化の方策として示されていること、また、昭和30年代後半に三崎中学校の生徒数が急増し、昭和41年に三崎中学校から分離新設するかたちで上原中学校が開校したこと等を踏まえ、三崎地区として学校関係者や保護者、地域の方々と中学校の適正配置について検討することとします。

検討した内容は、三浦市ホームページや地区協議会の様子を記した「（仮称）協議会ニュース」で、市民のみなさまにお伝えしていきます。

【資料 1】

＜公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（抜粋）＞
 (学級編製の標準)

第三条

公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編製の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編製の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

(小中学校等教職員定数の標準)

第六条

各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（学校給食法第六条に規定する施設を含む。）に置くべき教職員の総数（以下「小中学校等教職員定数」という。）は、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合に

においては、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

第六条の二

校長の数は、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

第七条

副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教頭及び教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）の合計数

学校の種類	学校規模	乗ずる数
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	一学級の学校	四・〇〇〇
	二学級の学校	三・〇〇〇
	三学級の学校	二・六六七
	四学級の学校	二・〇〇〇
	五学級の学校	一・六六〇
	六学級の学校	一・七五〇
	七学級及び八学級の学校	一・七二五
	九学級から十一学級までの学校	一・七二〇
	十二学級から十四学級までの学校	一・五七〇

（表の一部を抜粋）

【資料２】

＜学校教育法施行規則（抜粋）＞

第四十一条

小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条

第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

【資料 3】

＜義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抜粋）＞
（適正な学校規模の条件）

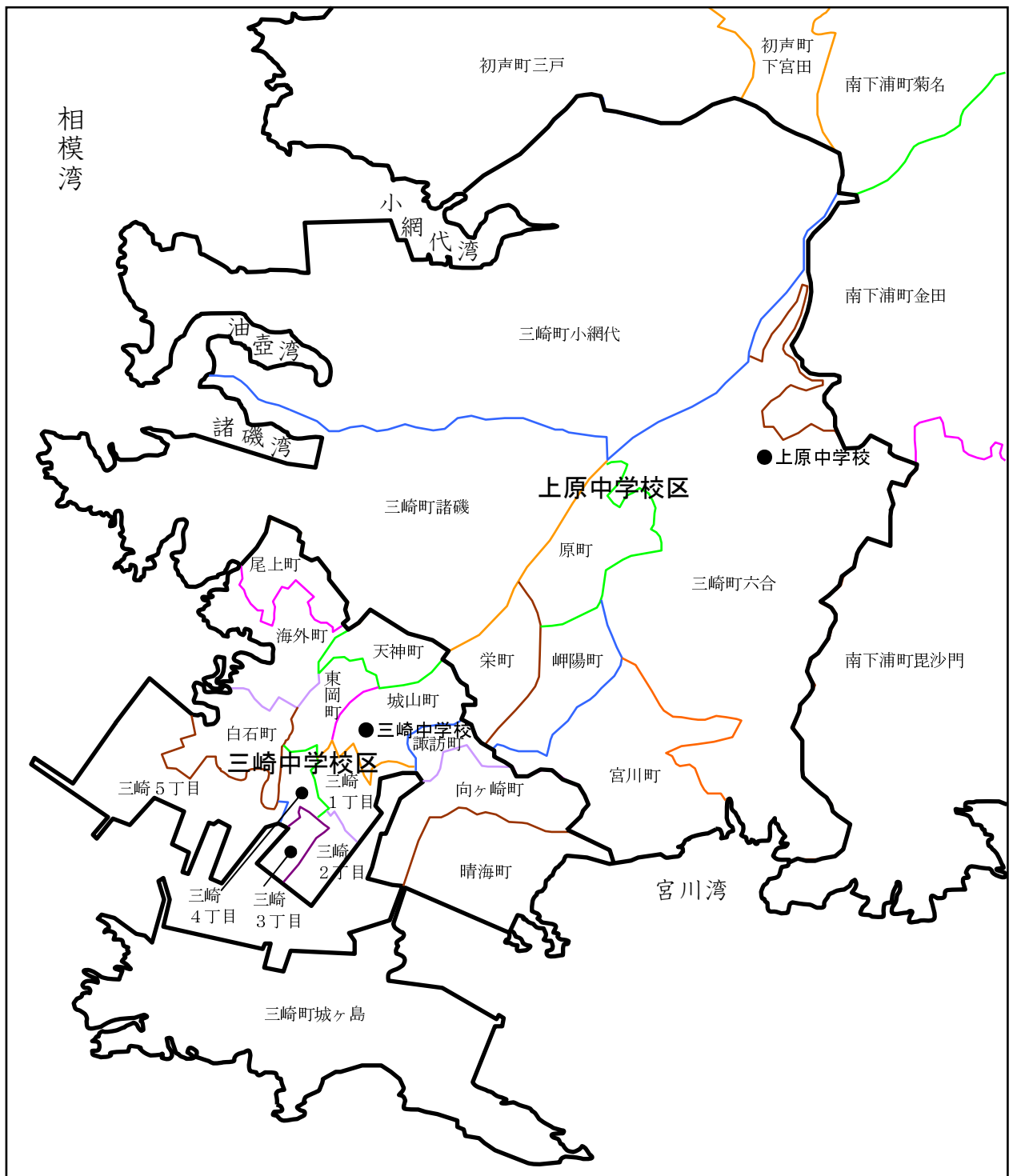
第四条

法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。

【資料 4】

＜三崎中学校及び上原中学校の通学区域＞



三浦市立小中学校適正配置推進計画（改訂版）

平成２２年 ７月１２日 発行

平成２２年１０月１５日 改訂

編集：三浦市教育委員会 教育部 総務課

発行：三浦市・三浦市教育委員会

〒２３８－０２３５ 三浦市城山町６－９

電 話 ０４６－８８２－１１１１（代表）

FAX ０４６－８８１－７８５４

E-Mail kyoui0101@city.miura.kanagawa.jp

人・まち・自然の鼓動を感じる都市 みうら